

平成18年4月26日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

全国総合厚生年金基金協議会
高知県建設業厚生年金基金



「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する
当面の取扱（案）」に対する意見

代行部分の債務の見直しが先決であり、公開草案に対して強く反対する。

- 厚生年金基金の代行部分の債務は、平成16年度の厚生年金保険法の改正により最低責任準備金と明確になりました。したがって、基金を設立している企業が最低責任準備金を超えて負担することはありません。
- この改正は、平成11年の実務指針の「基本的な前提を変える制度改革があった場合には、結論を再度検討すべきと考える」に該当するものであります。
- このことから、公開草案に強く反対し、代行部分の債務を①退職給付会計の対象外（オフバランス）にするか ②債務は最低責任準備金とする 退職給付会計基準の早急な見直しを強く要望します。
- 今回の公開草案は、国が負っている債務を一定のルールで財源を交付するという会計事務処理の整理にとどまっており、法的に明確になり疑問の余地のない法律改正があったにも関わらず本質的な見直しを先送りしているものであり、はなはだ遺憾であります。